介護予防・日常生活支援総合事業【重要事項説明書】

1 事業者の概要 事業者名称 社会福祉法人 茂木福寿会 代表者職種名 理事長 加瀬 元彦

所在地 栃木県芳賀郡茂木町大字飯1694番地

- 2 事業所の概要
 - ① 事業所の種類 事業所名称 介護予防・日常生活支援総合事業 栃木県指定0972700231号

所在地 栃木県芳賀郡茂木町大字飯1694番地

ききょうの里デイサービスセンター

(当事業所は、介護福祉老人施設に併設されています。)

管理者氏名 永野 由美

② 事業所の職員体制

管理者 1名

生活相談員1名以上(常勤)

看護職員 1名以上

(看護職員は介護老人福祉施設と兼務)

介護職員 1名以上(常勤・非常勤)

③ご利用可能設備等 食堂兼機能訓練室

相談室

静養室

休憩室

浴室(一般浴槽·特殊浴槽)

3 事業の目的及び方針

利用者の心身の状況等を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事等の介護その他必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行なうことにより、利用者の心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とします。

生活環境や習慣から身につけた文化や慣習、価値観等を尊重した自立的介護や介助を行ないます。利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスを提供するよう努めます。

- 4 営業日及び営業時間、利用定員
 - ○営業日 月曜から土曜日
 - ○営業時間 午前8時30分から午後5時30分
 - ○利用定員 25名
- 5 事業の送迎実施地域 茂木町、市貝町、益子町
- 6 サービス内容

通所介護等計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴・排泄介助、機能 訓練、その他必要な介護等を行ないます。

- 当事業所では、利用者の希望に合わせて『常食・きざみ食・ ○食事 極きざみ食・ペースト食』などご用意致しております。 詳しくは職員にお尋ね下さい。
- 一般浴槽・特殊浴槽にて入浴できます。ただし、身体の状況 ○入浴 に応じて、足浴や清拭となる場合もあります。
- ご希望や状態に応じ、適切な介護サービスを提供致します。 ○介護
 - ・着替えの介助・体位の交換
 - ・排泄介助
- ・施設内の移動 など
- 食事介助
- ○機能訓練 身体状況に応じて訓練室等にて介護・看護職員により機能回 復訓練を行ないます。
- ○レクリエーション ゲームや歌、創作活動などのレクリエーションを行なってい
- ○健康管理 適時、看護職員が健康チェック及び必要に応じた処置を行な います。
- ○理美容サービス

毎月第1火曜日は、理容組合による理容サービス(有料)、 隔月第4週には、訪問美容室による美容サービス(有料)が あります。

7 ご利用料金について

○基本料金(1月あたり)

介護予防・生活支援 サービス事業対象者 (要支援1相当サー ビス)	1,672円
要支援1	1,672円
要支援 2	3,428円

1月間の利用回数に関わらず定額です。 入浴、送迎費も含まれています。

○基本料金(日割)

介護予防・生活支援サービス	
事業対象者(要支援1相当サービス)	5 5 円
要支援1	5 5 円
要支援 2	113円

○サービス提供体制加算(Ⅱ)

・介護予防・生活支援サービス事業対象者 (要支援1相当サービス) 72円/月

要支援 1 7 2 円/月要支援 2 1 4 4 円/月

○昼食代 700円

○理美容代 理容サービスは1700円 (カットのみ)

訪問美容室は業者の定める料金となります。

○オムツ代 当事業所のオムツ等を使用された場合、パット30円 オムツ150円頂いています。

○介護職員処遇改善加算(I)○介護職員等ベースアップ等支援加算

「利用者負担金」は、原則として介護保険負担割合証に応じた基本利用料の1割から3割での請求額となります。

8 お支払い方法について

ご利用された月の、月末で締め、翌月の中頃に請求書を発送致します。翌月の末までに口座引き落とし、振込み、現金などでお支払い下さい。

9 健康上の理由による中止

- ①風邪、感染の恐れがある疾病の際は、サービスの提供をお断りすること があります。
- ②当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、入浴等のサービス内容を変 更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切 に対応します。
- ③ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。 その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応し、必要に応じて速やかに主 治医に連絡を取るなど必要な措置を講じます。

10 事故発生時の対応(サービス提供中)

- (1) 緊急時における確認事項
- ①事故により契約者の身体に障害が発生した場合は、生命維持のために可能な限りの応急処置を行ないます。
- ②医師、事業所の管理者に状況を正確に伝え指示を受け、診断、治療が必要な場合はスタッフ等と協力し適切敏速な対応に努めます。

(2) ご家族、関係機関への連絡

- ①ご家族等の方へ事故の状況や内容を速やかに且つ正確にお伝えし、ご 協力を仰ぎます。(緊急連絡先の変更がある場合は必ずお知らせ下さい)
- ②事故の程度状況に応じて、市町村介護保険係、警察署、県東健康福祉センター等に報告連絡します。

(3) 事故、再発防止対策

- ①事故防止対策委員会や感染防止対策委員会の活動を基に、対応マニュアルを作成し、職員一同で事故防止に努めています。
- ②事故、ニアミス発生時には、そのつど報告書や防止策を検討、作成し再 発防止に努めております。

(4)損害賠償

当事業者は損害賠償保険に加入しており、契約者に対して損害すべきこと が発生した場合は保険の適用範囲内で契約書本文第8条に基づき賠償致し ます。

11 虐待防止について

ご利用者に対する虐待防止の為に、以下の取り組みを講じています。

- (1) 研修等を通じて従業者の人権意識の向上、知識や技術の向上に努めます。
- (2) 個別支援計画の作成により、適切な支援の実施に努めます。
- (3) 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整える他、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努めます。

12 個人情報の保護と使用について

事業者及び従業者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者及びご家族の個人情報を正当な理由なく、第三者に漏らしません。また、この個人情報保護義務はサービス提供契約が終了した後も継続します。

サービス担当者会議等において個人情報を使用するにあたり、予め別紙 「個人情報使用同意書」にて同意を頂いています。

13 身体拘束について

サービス提供にあたり、原則として、身体拘束は行ないません。しかし、 ご利用者、ご家族に同意を得た上で、次に示すような条件が全て満たされ た場合、必要最低限の範囲で身体拘束を行なうことがあります。

(1) 切迫性

直ちに身体拘束を行なわなければ、ご利用者本人又は他者の生命、身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限ります。

(2) 非代替性

身体拘束以外に、ご利用者又は他者の生命、身体に対し危険が及ぶことを防止できない場合に限ります。

(3) 一時性

身体拘束を行なう必要がなくなった場合は直ちに身体拘束を解きます。

身体拘束を行なう場合は、行った日時、理由及び様態等についての記録を 行ないます。

14 苦情の受付について

茂木町役場 保健福祉課

栃木県芳賀郡茂木町大字茂木155番地

 $Tel 0 2 8 5 - 6 3 - 5 6 0 3 \quad FAX 0 2 8 5 - 6 3 - 5 6 0 0$

益子町役場 健康福祉課

栃木県芳賀郡益子町大字益子2030番地

Tel 0 2 8 5 - 7 2 - 8 8 6 7 FAX 0 2 8 5 - 7 0 - 1 1 4 1

下野市市役所 高齢福祉課

栃木県下野市笹原26番地

 $\text{Tel } 0 \ 2 \ 8 \ 5 - 3 \ 2 - 8 \ 9 \ 0 \ 4 \quad \text{FAX } 0 \ 2 \ 8 \ 5 - 3 \ 2 - 8 \ 6 \ 0 \ 2$

栃木県国民健康保険団体連合会

栃木県宇都宮市本町3番9号合同ビル6階

(1) 苦情受付担当者

当事業所に対する苦情やご相談は以下の窓口で受付け、速やかに対応します。

【苦情受付担当者】 生活相談員 渡邉 沙織

【電話番号】 0285-65-0811

【受付時間】 午前8時30分~午後5時30分

(2) その他の苦情受付窓口

事業所

【事業所名】 ききょうの里デイサービスセンター

【住所】 栃木県芳賀郡茂木町大字飯1694番地

【管理者名】 永野 由美 印

上記の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日

【契約者氏名】 印

【代理人氏名】 印

【説明者氏名】 印